

令和6年3月26日

館山市地域防災計画

【第1編 総則】

令和6年3月
館山市防災会議

【目次】

第1編 総則

第1章 計画の目的及び構成	総 1- 1
第1節 計画の目的	総 1- 1
第2節 計画の構成	総 1- 2
第3節 用語	総 1- 3
第2章 計画の基本的な考え方	総 2- 1
第1節 基本的視点	総 2- 1
第2節 計画の基本方針	総 2- 3
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総 3- 1
第4章 館山市の概況	総 4- 1

第1編 総則

第 1 章 計画の目的及び構成

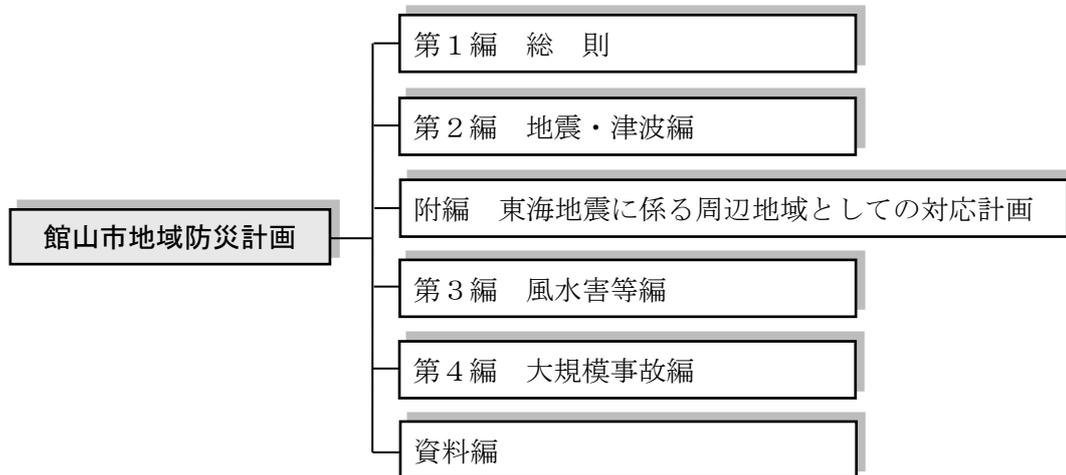
第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、館山市防災会議が作成する計画であって、館山市の地域に係る災害対策を実施するに当たり、防災関係機関が全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため次の事項について定め、防災に万全を期することを目的とする。

- 1 市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための教育、訓練及びその他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
 - (3) 災害防除に関する計画
 - (4) 罹災者の救助保護に関する計画
 - (5) 災害警備に関する計画
 - (6) 自衛隊の災害派遣要請の計画
 - (7) その他災害時における応急対策の計画
- 4 災害からの復旧に関する計画
- 5 その他の必要な計画

第2節 計画の構成

本計画は、「第1編 総則」、「第2編 地震・津波編」、「附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画」、「第3編 風水害等編」、「第4編 大規模事故編」及び「資料編」で構成し、本市域における各災害に関する諸施策に対し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。



第3節 用語

この計画において使用している用語は、次による。

用語	正式名称又は説明
市	館山市をいう。
県	千葉県をいう。
市長	館山市長をいう。
知事	千葉県知事をいう。
本部長	この計画では、館山市長のことをいう。市災害対策本部が設置されたときに、館山市長が本部長の職に就く。
水防管理者	この計画では、館山市長のことをいう。
市民	館山市民をいう。
住民	市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の港務局（第82条第1項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公共的団体	市の地域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会、婦人団体等の文化・福祉団体等の団体をいう。

用語	正式名称又は説明
防災上重要な施設の管理者	市の地域内の民間の病院、学校、保健、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
市災害対策本部	館山市災害対策本部のことをいう。
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の地域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等をいう。
関係機関	計画事業に関係する全ての機関をいう。
防災拠点	災害対策活動の拠点としての機能を総合的かつ有機的に果たすため、自治体の実情に応じて定める施設や場所のことで、広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等をいい、狭義には本部施設（庁舎等）や応急復旧活動の拠点（地域災害拠点病院、指定避難所等）をいう。
指定緊急避難場所	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定により、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により、災害種別に応じて指定される。
指定避難所	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定により、災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。市町村によって指定される。
福祉避難所	避難施設での生活が困難な要配慮者が、福祉施設等へ移動するまでの間、一時的に避難するための施設をいう。受入れ可能な福祉施設等を確認後、福祉避難所から福祉施設等へ移送される。
避難指示等	高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の避難情報をいう。
要配慮者	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 号に規定される災害時に特に配慮が必要な者（一般的に高齢者・障がい者・外国人・乳幼児・妊婦等）をいう。
避難行動要支援者	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 10 第 1 項に規定される市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的視点

1 減災を重視した防災対策の方向性

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

2 地域防災力の向上

(1) 大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。

(2) 近年、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみinnで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や館山市地域防災リーダーの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組の強化に努める。

また、民間団体等との連携強化を図るとともに、連携の輪を広げていくことにより、民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

(3) このような取組の強化とあわせ、地震・津波や風水害等の様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、「自助」「共助」「公助」が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。

(4) また、これらの取組の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症などの感染症への対策を講じていく。

3 要配慮者及び男女共同参画の視点

(1) 要配慮者は、災害時の避難行動や避難生活に関して様々な支障を抱えており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

本市でも、要配慮者対策のさらなる充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じる。

(2) 被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

4 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、県の地域防災基本計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていく。

第2節 計画の基本方針

本市の北部等には山間地が広がっており、降雨や暴風等により洪水や土砂災害等が発生しやすい地形的条件にある。これまでに治水事業や治山事業等を推進してきたものの、依然として風水害や土砂災害の発生リスクを抱えている。

また、林野火災を含む大規模火災のほか、周辺海域における船舶事故や油等の流出、航空機や鉄道にかかる事故のおそれも考えられる。

こうしたなか、市民の生活様式の変化により、電気、ガスといったライフラインへの依存度が高まっていることや高齢化あるいは国際化の進行により、高齢者や外国人等の要配慮者等の増加、地域における相互扶助意識の低下など、防災に関する様々な課題が指摘されている。

このような現状を踏まえ、本市の防災環境に的確に対応しつつ、市民生活の安全を守り、本市の持つ諸機能を確保するため、地震・津波災害、風水害、各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策の充実に努めることを本計画の基本方針とする。

計画の基本方針

災害予防対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民への各種災害に関する知識の普及及び防災意識の向上に努めるとともに、自主防災組織等の育成強化と防災訓練の充実に努める。 2 河川改修や土砂災害・地盤災害の防止対策、建築物の耐震化等の都市防災対策を進め、災害に強いまちづくりを推進する。 3 防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄と消防施設の整備を進める。 4 情報連絡手段となる防災行政無線の充実強化に努める。 5 防災情報の一元化と共有化を図る防災情報システムの整備を図り、災害対策本部の機能の充実強化に努める。 6 今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進める。 7 地域防災力の向上を図るため、「自らの命は自ら守る」「自分たちの地域は地域のみんなで守る」との考えによる「自助」、「共助」との連携を防災対策に位置付ける。 8 避難行動要支援者名簿の作成や地域による安否確認、避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等の要配慮者に留意した防災対策を推進する。 9 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。
災害応急対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時に迅速な対応がとれるよう、市及び防災関係機関の応急体制を整える。 2 気象予警報や被害情報等の災害情報の収集伝達体制を整える。 3 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、飲料水や食料等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実に努める。

	<p>4 消防、水防、警備、交通規制など応急活動の充実を図る。</p> <p>5 広域応援体制を整え、自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施する。</p> <p>6 上下水道、電気、ガス、通信等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。</p> <p>7 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設、帰宅困難者対策等の体制整備を図る。</p>
災害復旧対策	<p>1 被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、民生安定を図る。</p> <p>2 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。</p> <p>3 復旧・復興体制の整備を進める。</p>

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

館山市のほか、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体などの関係協力機関、その他防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

【館山市】

- 1 館山市防災会議及び館山市災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設、組織の整備、訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集、広報に関すること
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 5 救助、防疫等被災者の保護及び保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災市営施設の応急対策に関すること
- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 11 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 12 被災施設の復旧に関すること
- 13 被災者の避難生活や生活再建支援に関すること
- 14 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- 15 近隣自治体間の相互応援協力に関すること
- 16 防災知識の普及に関すること
- 17 物資及び資機材の備蓄整備に関すること
- 18 警報の伝達並びに避難の指示に関すること
- 19 自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること
- 20 市災害ボランティアの設置に関すること

【安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部】

- 1 防災のための調査研究、教育及び訓練に関すること
- 2 消防本部及び消防署との連絡調整に関すること
- 3 職員の招集に関すること
- 4 災害対策本部の設置に関すること
- 5 避難の伝達及び誘導に関すること
- 6 災害危険区域の把握及び警戒に関すること
- 7 被災者の救急、救護活動及び行方不明者の搜索活動に関すること
- 8 医療機関との協力体制に関すること
- 9 災害時における被害の調査、報告に関すること

10 被害箇所の応急処置に関すること

【館山市消防団】

- 1 災害及び二次災害の予防警戒、防除に関すること
- 2 人命の救出、救助及び応急救護に関すること
- 3 消防、水防その他の応急処置に関すること
- 4 災害時の救助、救急、情報の伝達に関すること

【三芳水道企業団】

- 1 水道施設の防災対策に関すること
- 2 飲料水の供給対策に関すること

【千葉県】

(安房地域振興事務所)

- 1 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること
- 2 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 3 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- 4 市町間の総合調整に関すること

(安房土木事務所)

- 1 県所管に係る河川、道路及び橋梁の保全に関すること
- 2 急傾斜地崩壊危険区域内における崩壊防止施設の保全と復旧に関すること
- 3 海岸保全区域における海岸施設の被害調査及び応急対策に関すること
- 4 水防活動の現地指導に関すること
- 5 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること
- 6 港湾区域の管理に関すること
- 7 館山運動公園に関すること

(安房健康福祉センター)

- 1 医療施設の保全に関すること
- 2 医療、救護活動の支援、及び助産に関すること
- 3 防疫その他保健衛生に関すること
- 4 食品及び飲料水の衛生に関すること
- 5 愛玩動物等の救助及び保護に関すること

(安房農業事務所)

- 1 林地及び林業用施設の保全と復旧に関すること
- 2 保安林、保安施設の保全に関すること

(南部漁港事務所)

- 1 県管理漁港施設の保全と復旧に関すること

- 2 県管理漁港施設の応急対策に関すること
- 3 市管理漁港施設の支援に関すること
- 4 災害時における被災者、物資等の応急輸送への協力に関すること

(館山水産事務所)

- 1 漁業関係の被害調査、漁船事故等に関すること

(水産情報通信センター)

- 1 漁業関係者に対する気象、海象情報の提供に関すること

(館山警察署)

- 1 災害情報の収集に関すること
- 2 被災者の救出及び避難誘導に関すること
- 3 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること
- 4 交通規制に関すること
- 5 交通信号施設等の保全に関すること
- 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関すること

【指定地方行政機関】

(関東管区警察局)

- 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- 5 津波、噴火警報等の伝達に関すること

(関東総合通信局)

- 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- 2 災害対策用移動通信機器及び移動電源車の貸し出しに関すること
- 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

(関東財務局千葉財務事務所)

- 1 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- 2 融資関係
(1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
(2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること
- 3 国有財産関係
(1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合に

- における普通財産の無償貸付に関すること
- (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - (3) 地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
 - (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
 - (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
 - (6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- 4 民間金融機関等に対する指示、要請関係
- (1) 災害関係の融資に関すること
 - (2) 預貯金の払戻し及び中途解約に関すること
 - (3) 手形交換、休日営業等に関すること
 - (4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
 - (5) 営業停止等における対応に関すること

(関東信越厚生局)

- 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- 2 関係職員の派遣に関すること
- 3 関係機関との連絡調整に関すること

(千葉労働局、木更津労働基準監督署)

- 1 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

(関東農政局)

- 1 農業関係、卸売市場及び食品産事者等の被害状況把握にすること
- 2 応急用食料・物資の支援に関すること
- 3 食品の需給・価格動向調査に関すること
- 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
- 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- 8 被害農業者及び消費の相談窓口に関すること
- 9 農地・農業用施設及び公共土木の災害復旧に関すること
- 10 被害農業者に対する金融対策に関すること

(関東森林管理局千葉森林管理事務所)

- 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること
- 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

(関東経済産業局)

- 1 生活必需品、復旧資材などの防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- 2 商工鉅業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- 3 被災中小企業の振興に関する事

(関東東北産業保安監督部)

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関する事

(関東地方整備局)

- 1 災害予防
 - (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
 - (2) 通信施設等の整備に関する事
 - (3) 公共施設等の整備に関する事
 - (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
 - (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事
 - (6) 豪雪害の予防に関する事
 - (7) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事
- 2 災害応急対策
 - (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
 - (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
 - (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
 - (4) 災害時における復旧資材の確保に関する事
 - (5) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事
 - (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事
 - (7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事
 - (8) 災害時の情報交換に関する協定に基づく適切な緊急対応の実施に関する事
- 3 災害復旧
災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする

(関東運輸局)

- 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事
- 2 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関する事
- 3 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事
- 4 災害時における応急海上運送に関する事
- 5 応急海上運送用船舶の緊急修理に関する事

(関東地方測量部)

- 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- 2 復旧・復興のため公共測量の指導助言に関すること
- 3 地殻変動の監視に関すること

(銚子地方气象台)

- 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

(第三管区海上保安本部千葉海上保安部館山分室)

- 1 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
- 2 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること
- 3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
- 4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること

(関東地方環境事務所)

- 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

(北関東防衛局)

- 1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

【自衛隊】

- 1 災害派遣の準備
 - (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - (3) 防災資材の整備及び点検に関すること
 - (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること
- 2 災害派遣の実施

- (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること
- 3 災害情報通信等の協力

【指定公共機関】

(東日本電信電話株式会社千葉事業部、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(KDDI株式会社)

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(東日本旅客鉄道株式会社)

- 1 鉄道施設の保全に関すること
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- 3 帰宅困難者対策に関すること

(東京電力パワーグリッド株式会社千葉支店木更津支社)

- 1 災害時における電力供給に関すること
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

(日本赤十字社千葉県支部)

- 1 医療救護に関すること
- 2 こころのケアに関すること
- 3 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- 4 血液製剤の供給に関すること
- 5 義援金の受付及び配分に関すること
- 6 その他応急対応に必要な業務に関すること

(日本放送協会千葉放送局)

- 1 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること
- 4 被災者の受信対策に関すること

(日本通運株式会社千葉支店)

- 1 災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(日本郵便株式会社)

- 1 災害時における郵便事業運営の確保
- 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- 3 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

(ソフトバンク株式会社)

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(楽天モバイル株式会社)

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社)

- 1 災害時における物資の輸送に関すること

【指定地方公共機関及び関係協力機関】

(房州瓦斯株式会社、公益社団法人千葉県LPガス協会)

- 1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

(安房薬剤師会薬業会)

- 1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- 3 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること

(一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会)

- 1 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(公益社団法人安房医師会)

- 1 医療及び助産活動に関すること
- 2 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること

(一般社団法人安房歯科医師会)

- 1 歯科医療活動に関すること
- 2 歯科医師会及び医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

(各土地改良区)

- 1 防災ため池等の施設の整備と管理に関すること
- 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
- 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること

(水防管理団体)

- 1 水防施設資材の整備に関すること
- 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること
- 3 水防活動に関すること

(千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム)

- 1 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

【事業所等及び市民】

(病院等の医療関係施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- 2 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること
- 3 災害時における病人等の収容及び保護に関すること
- 4 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること

(社会福祉施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- 2 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること

(危険物取扱施設を有する事業所)

- 1 安全管理の徹底及び防護施設の整備に関すること
- 2 災害時における防災活動に関すること

(事業者)

- 1 事業所における防災体制の充実と従業員の安全の確保に努めること
- 2 地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域

における防災力の向上に寄与すること

- 3 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること
- 4 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること
- 5 従業員や来客者等が帰宅困難となった場合に備え、一斉帰宅抑制のための従業員等の最低3日推奨1週間分の食料及び飲料水等の備蓄、施設等の安全性の確保及び安否確認手段の確保等に努めること

（ボランティア団体）

- 1 普段から構成員間の連携を密にして、活動体制の整備を図ること
- 2 災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

（自主防災組織）

- 1 避難誘導及び避難所内被災者の救助業務に関すること
- 2 災害に関する事項の報告に関すること
- 3 災害時における広報広聴に関すること
- 4 災害時における出火の防止及び初期消火の協力に関すること
- 5 被害状況調査に関すること

（市民）

- 1 県及び市等が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
- 2 被災区域内の秩序維持に努めること
- 3 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等のほか、最低3日、推奨1週間分の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電・ブロック塀の転倒防止対策、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えなどの手段を講じるとともに、市民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めること

第4章 館山市の概況

1 地理的条件

(1) 位置・面積

館山市は房総半島の西南端に位置し、千葉市からは直線距離で約70km、東京の中心部からは100km圏にある。東及び北は南房総市と境を接し、西から南にかけては東京湾から太平洋に面している。

市の範囲は東西に約17km、南北に約16km、面積は110.05km²（令和2年全国都道府県市区町村別面積調）である。

館山市の位置



位置と面積

位置		広ぼう (km)		海岸線 (km)	総面積 (km ²)
東 経	北 緯	東 西	南 北		
139° 52′	34° 59′	17	16	34.3	110.05

資料：館山市統計書

(2) 地勢・地質

ア 地 形

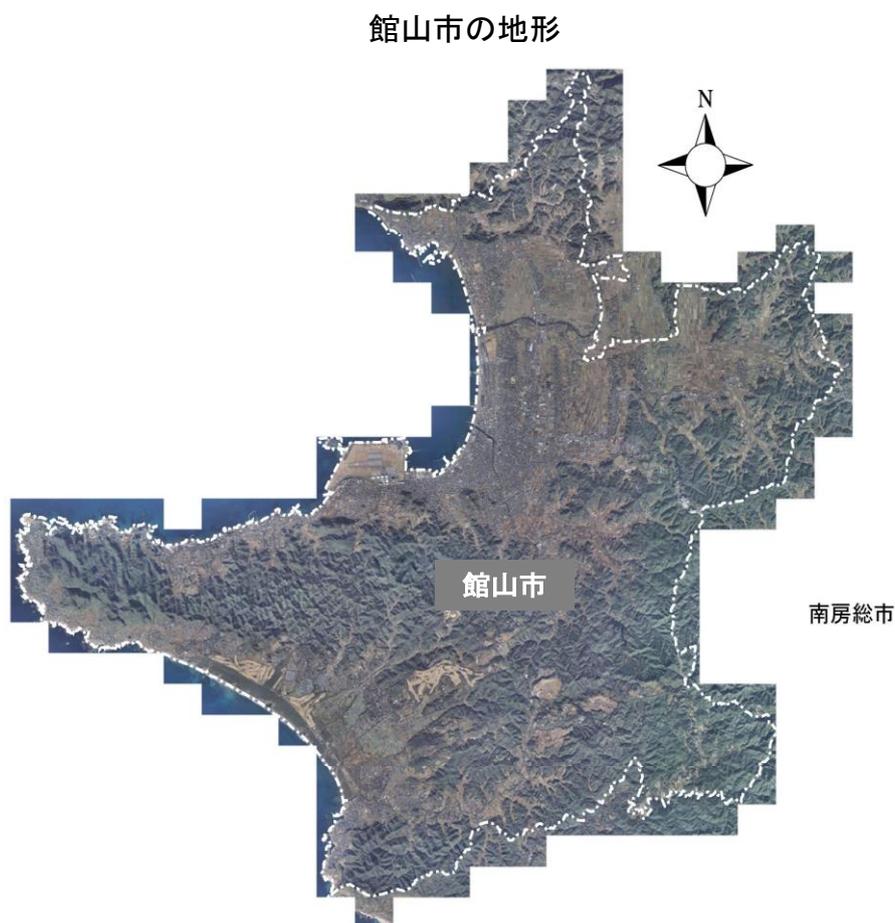
本市の地形は縄文時代から現在まで、海水面の後退地震による隆起等で大きく変化してきており、市内の様々な場所でその痕跡を知ることができる。

本市の地形を大別すると、北から嶺岡丘陵、館山平野、安房丘陵の三つに分けられ、海岸沿いには「沼面群」と呼ばれる地震隆起段丘が、本市を取り巻くように細長く分布している。

「沼面群」は高さにより沼1面から沼4面と呼ばれており、沼1面は約6,000年前、2面が約4,300年前、3面が約2,850年前の巨大地震で、海中から隆起したものと推定され、4面は元禄16年(1703)に発生した元禄地震によって隆起したものである。こうした海岸段丘は、房総半島南端における地震の規模や発生の周期の解明に欠くことのできないものとなっている。

一方、市街地が形成されている館山平野は海岸低地であり、平野には平久里川と汐入川が流れ、ともに東京湾に注いでいる。平野の周囲には海成段丘(沼段丘)が分布するほか、平久里川沿い等には、河成段丘が発達している。

このほか、特徴的な地形として砂州列があり、海岸線にほぼ平行に分布しているほか、沖ノ島(無人島)とは長さ約200mの砂州でつながっている。



イ 山 地

房総の中央山間部は、愛宕山、清澄山、鹿野山、嶺岡山、鋸山等の標高 300 m以上の高峰が連なる房総丘陵からなっているが、本市の地域には標高 200 m以下の大山（伊戸）、大山（布良、大神宮）、無名の山（船ヶ作）からなっており、豊房地区を中心に西岬地区、富崎地区に連たんしている。

主要山岳

市内の主要な山	位置	標高
大山	伊戸	198. 6m
大山	布良、大神宮	148. 7m
無名	谷藤原、上真倉	152. 0m
無名	船ヶ作	177. 4m

資料：館山市

ウ 河 川

本市の河川は、平久里川、汐入川のほか大河川はなく、このため集水区域も狭く流量も少ない。

河川（二級河川）

（令和 3. 4. 1 現在）

水 系	河川名	区 域		延長 (km)
		上流端	下流端	
平久里川	平久里川	左岸 南房総市山田字神明 25 番 右岸 南房総市山田字御屋敷 40 番	海に至る	左右岸 各 19. 5
〃	滝川	左右岸 館山市腰越字梅田山名川合流点	平久里川への合流点	左右岸 各 3. 6
汐入川	汐入川	左岸 館山市南条字一丁田 右岸 館山市南条字井の上 市道大戸南条線鎌田橋、橋台下流端	海に至る	左右岸 各 3. 8
〃	境川	左右岸 館山市北条字角の坪 市道南町安布里線蛭島橋	汐入川への合流点	左右岸 各 0. 8
長尾川	長尾川	左岸 南房総市白浜町白浜東古宿 956 番 1 右岸 館山市畑鍋倉 1234 番馬喰川合流点	海に至る	左右岸 各 7. 6
〃	馬喰川	左岸 南房総市白浜町白浜字象倉 9590 筆境上流端 右岸 南房総市白浜町白浜東古宿 1066 番 2 筆界上流端	長尾川への合流点	左右岸 各 1. 2

資料：県河川環境課

エ 海 岸

本市の海岸線は、北部は房総三浦丘陵地の陥没によりできた内湾砂丘海岸が続き、南部には布良の鬼ヶ瀬や沖合の伊豆七島を控えた外洋砂丘海岸が続いており、沿岸一帯には岩礁が多い。また、寒暖 2 流と風の影響を強く受ける。

一方、海岸線のほぼ全域が南房総国定公園に指定されており、自然豊かな海岸を活かした観光利用や豊富な水産資源とともに、活発な漁業活動が営まれている。

オ 湖 沼

市内に散在する湖沼の概略について、次の表に示す。

湖沼の概要

湖沼名	位置	面積 (km ²)	平水量 (m)	最大水深 (m)		水量 (m ³)
				増水期	渇水期	
葛原堰	正木葛原	0.012	6.0	6.0	0	48,000
大正堰	稲細田	0.027	8.0	8.0	2.0	166,000
菌堰	菌府中	0.032	1.5	1.5	0	34,800
菌堰	菌府中	0.016	2.0	2.0	0	
山本堰	山本	0.030	2.5	2.5	0.5	30,000
宮城貯水池	宮城	0.010	5.0	5.3	1.0	60,000
作名ダム	作名	0.085		13.7		630,000

資料：館山市

カ 地質構造

本市の地質は、新生代第三紀から第四紀（約 240 万年前～40 万年前）にかけて形成され、地質学上古いほうから西岬層、千倉層、豊房層とよばれている。これらは主に凝灰岩、泥岩、砂岩とやわらかい地層のため、河川の侵食により、丘陵部に比較的大きな谷が刻まれている。

また、本市は、現在世界に生息する造礁性サンゴ分布の最北限に当たり、本市の沼地域で、約 6,000 年前に生息していたサンゴの化石を含む「沼層」とよばれる地層を見ることができる。

これは、沼層が堆積した時期が今より気候が温暖だったこともあり、海水位が今より約 3 m 高かったと考えられており、さらに、その後の地震隆起により、現在のような山腹に化石が出土する地層が形成されたものである。沼層の造礁性サンゴ化石は、房総各地に広く見られ、市内では沼のほか、豊房地区の南条や西岬地区の香等でもみることができる。

(3) 活断層

本市には活断層や断層の分布はみられない。

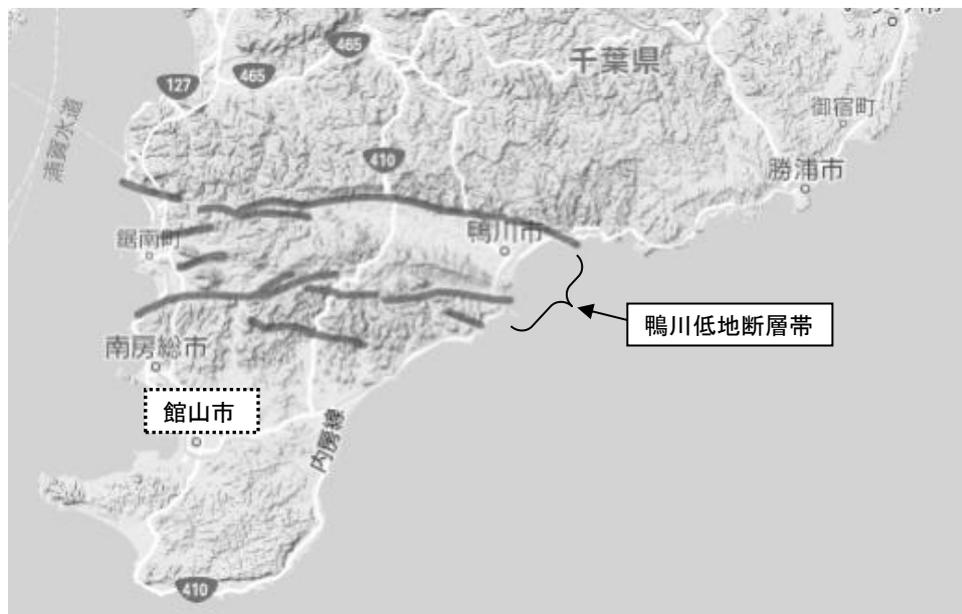
しかし、本市の北側に、房総半島南部を横切って東西方向に延びる「鴨川低地断層帯」が存在している。

当該断層帯による地震発生の可能性については、国の地震調査委員会が平成 27 年 4 月に公表した発生確率によると 0.05%と低い。

しかしながら、熊本地震を引き起こした断層帯の発生確率も 1%未満であったことから、地震発生確率が低い場合であっても地震が発生する可能性がある。

さらに、三浦半島にも断層群が存在しており、発生確率は最大で 11%、市内で想定される最大震度は 5 強と予測されている。

鴨川低地断層帯位置図



資料：国立研究開発法人 産業技術総合研究所 地質調査総合センター

鴨川低地断層帯の地震発生確率

今後 30 年以内の M6.8 以上の地震発生確率	市内で想定される最大震度
0.05%	震度 7

資料：関東地域の活断層の長期評価（平成 27 年 4 月、地震調査委員会）

(4) 気象

本市の気候は、海洋性の特質を帯び一般に温暖湿潤であり、平均気温は最も低い 1 月でも 6.4℃（1991 年～2020 年の 30 年平均）である。海岸地域では降霜や積雪は少なく、最低気温が氷点下となることもまれであるが、市街地では三方を小高い山が囲む地形のために放射冷却現象が生じ、暖冬時を除けば最低気温が氷点下となることもしばしばある。

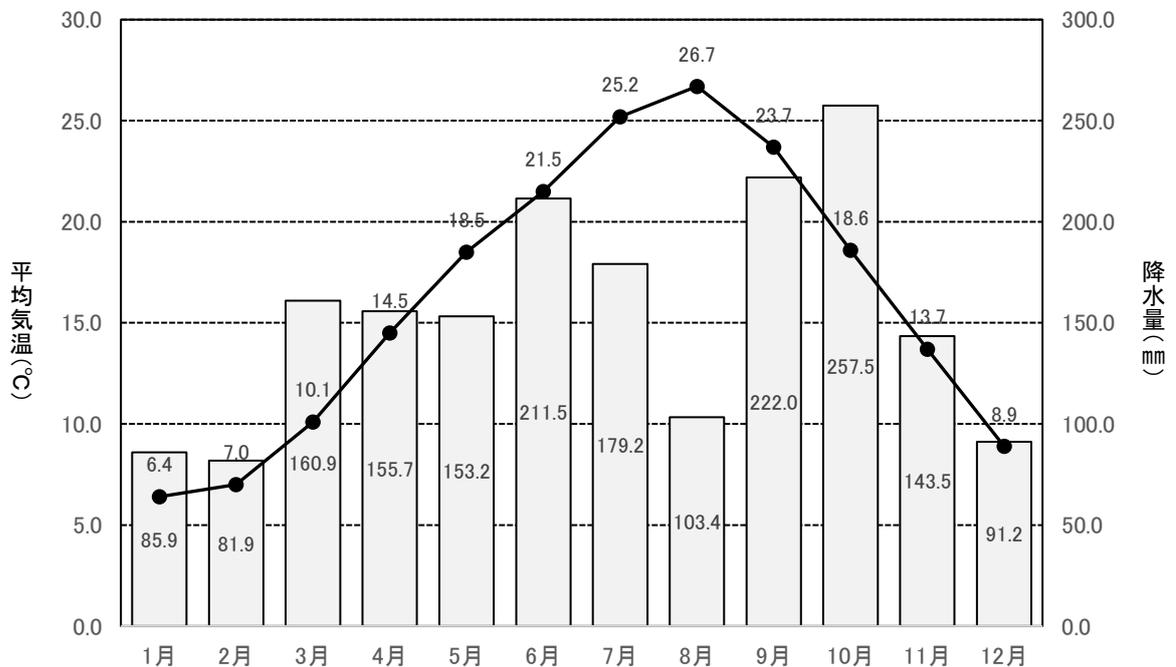
本市では、台風接近時に強風及び大雨を記録することが多く、海岸地域では高潮による被害を受けることもある。近年では、令和元年9月9日の令和元年房総半島台風(台風第15号)の接近時に最大瞬間風速48.8m/s及び日降水量150.5mmを記録した。

また、令和元年10月25日の大雨では、日降水量207.5mmを記録した。

気象表その他の情報を資料編に示す。なお、平成18年10月より旧館山測候所が館山特別地域気象観測所に移行、無人化されており、これ以降の期間については降雪・降霜・結氷等の観測記録は取られていない。

[資料3-1]館山市の気象特性(資料編23頁)

月別気温・降水量の年間変動(1991~2020年の30年間の平均)



資料：気象庁

2 社会的条件

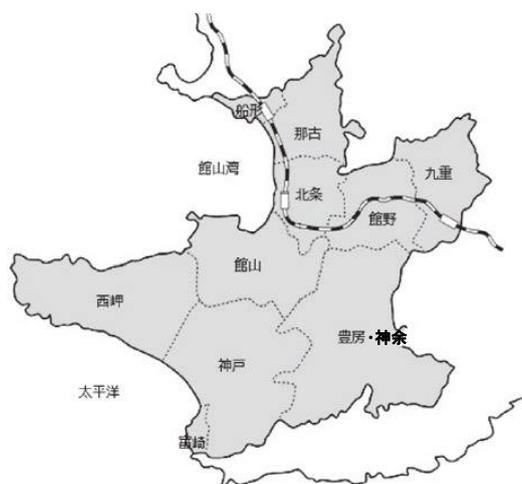
(1) 沿革

本市は、約 400 年前の天正 19 年、里見義康が館山を居城としてから、南房総地方の中心的な城下町として栄えてきた。江戸時代の初期、里見氏の改易後は、幕府の公領、諸藩の私領等となり明治を迎えた。

その後、明治 22 年の市町村制の実施を経て、昭和 14 年には館山北条町、那古町、船形町が合併し市制を施行し、昭和 29 年の市町村合併促進法により、西岬村、神戸村、富崎村、豊房村、館野村、九重村の周辺 6 か村を合併し、現在の館山市が誕生した。

市内 10 地区は、このような地理的・歴史的背景から、それぞれ固有の特徴を有している。

10 地区の位置と特徴



地区名	特徴
館山	市の中心部にあり、戦国時代に里見氏によって築かれた館山城の城下町として整備され、港町として栄えた。
北条	平久里川と汐入川にはさまれた館山市の中心地である。明治時代以降は安房郡の政治経済の中核として発展した。
那古	平久里川の北にあり、西側は東京湾に面している。南側は平地、北側は山地で稲作を中心に野菜や酪農、果樹栽培などが行われてきた。
船形	古くから漁業が盛んで現在も館山有数の漁業基地である。江戸時代には干鰯や薪等を江戸に送る廻船業で栄えた。
西岬	市の西側に大きく突き出した位置にあり、三方を海に囲まれている。海岸まで山が迫るため平地が少なく、温暖な気候を活かした花の栽培や漁業で栄えた。
神戸	市域の南側に位置し、砂防林によって守られてきた農地では、野菜や花の栽培が盛んに行われている。
富崎	市の南端、海に面した地区で、昔から漁業が盛んで、明治期にはマグロ延縄漁で栄えた。
豊房・神余	市の南東部にある山あいの地域で、土地が豊かで、昔から稲作を中心に農業が行われてきた。
館野	市東部の平地に広がる地域で、奈良時代には国分寺が置かれ、安房の中心として発展した。米や野菜づくりが盛んで、特に観光イチゴ園は地域を代表する産業の一つである。
九重	市の一番東側にあり、豊かな平野部では、稲作や酪農等の農業が行われている。

資料：館山市

(2) 人口

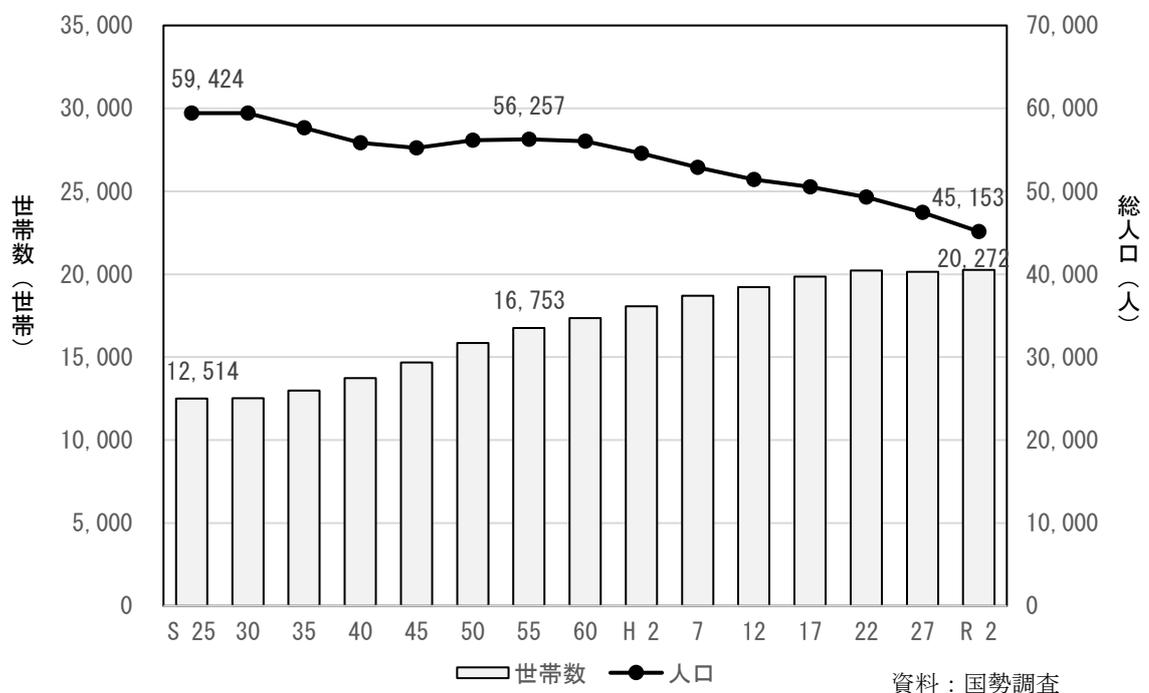
ア 人口・世帯数の推移

本市の国勢調査人口の推移をみると、第二次世界大戦後の復興期である昭和25年の59,424人をピークに、昭和30年～45年までの高度経済成長期には減少基調となっていた。これは、全国の多くの地方自治体にみられる大都市圏への人口流出があったものと考えられる。

その後の安定成長期には一時的に持ち直しの動きがみられたが、昭和55年の56,257人を頭打ちに再び減少に転じ、近年はその傾向が強まっており、令和2年現在の総人口は45,153人となっている。

一方、世帯数は緩やかな増加傾向で推移し、令和2年は20,272世帯となっている。

人口・世帯数の推移



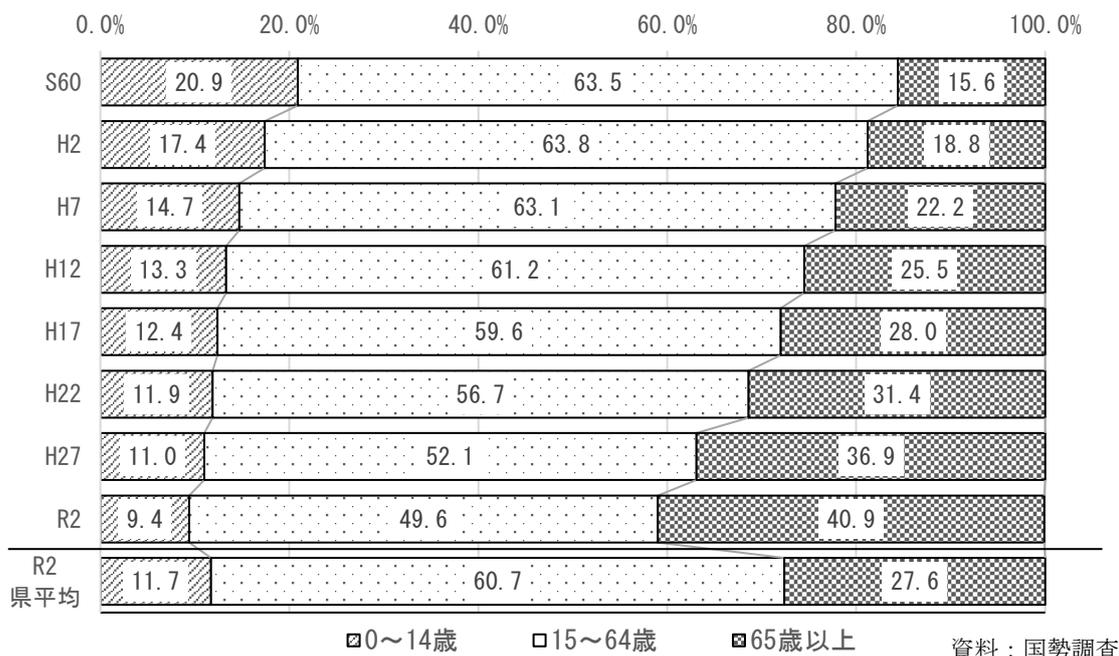
イ 年齢別人口

令和2年の本市の年齢構造を3区分別人口で見ると、0～14歳の年少人口比率が9.4%、15～64歳の生産年齢人口が49.6%、65歳以上の老年人口が40.9%となっている。

昭和60年と比較すると、年少人口及び生産年齢人口が約14ポイント減少し、老年人口が約25ポイント増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえる。

特に高齢化については、令和2年の県平均高齢化率が27.6%であるのに対し、本市は40.9%であり、県平均を上回るスピードで高齢化が進行している。

年齢3区分別人口割合の推移

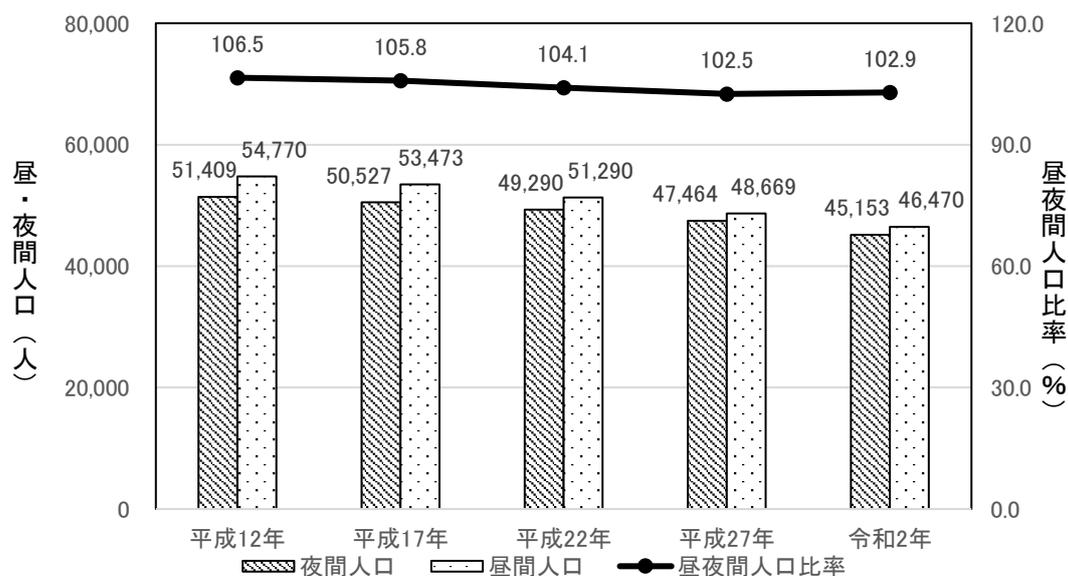


ウ 昼夜間人口

本市の昼夜間人口は、令和2年国勢調査によると、夜間人口（常住人口）45,153人に対し、昼間人口が46,470人で、夜間人口に対する昼間人口の割合を示す昼夜間人口比率は102.9%となり、流入超過となっている。

しかしながら、流入人口が年々減少していることから昼間人口も減少傾向にあり、その結果、昼夜間人口比率も低下が続いている。

昼夜間人口及び昼夜間人口比率の推移



注1) 平成12年の夜間人口は年齢「不詳」を除く。

注2) 昼間人口には、労働力状態「不詳」及び従業地・通学地「不詳」で当地に常住している者を含む。

資料：国勢調査

(3) 交通

道路交通網は、国道 127 号、国道 128 号及び国道 410 号が本市の幹線道路としての機能を有している。

また、平成 19 年には館山自動車道及び富津館山道路が全線開通したことで、千葉市や東京都へのアクセス性が飛躍的に向上した。

館山自動車道の君津インターチェンジから富津竹岡インターチェンジ間の 4 車線運用が始まり、今後もさらに本市の観光や物流におけるポテンシャルの高まりが予想されている。

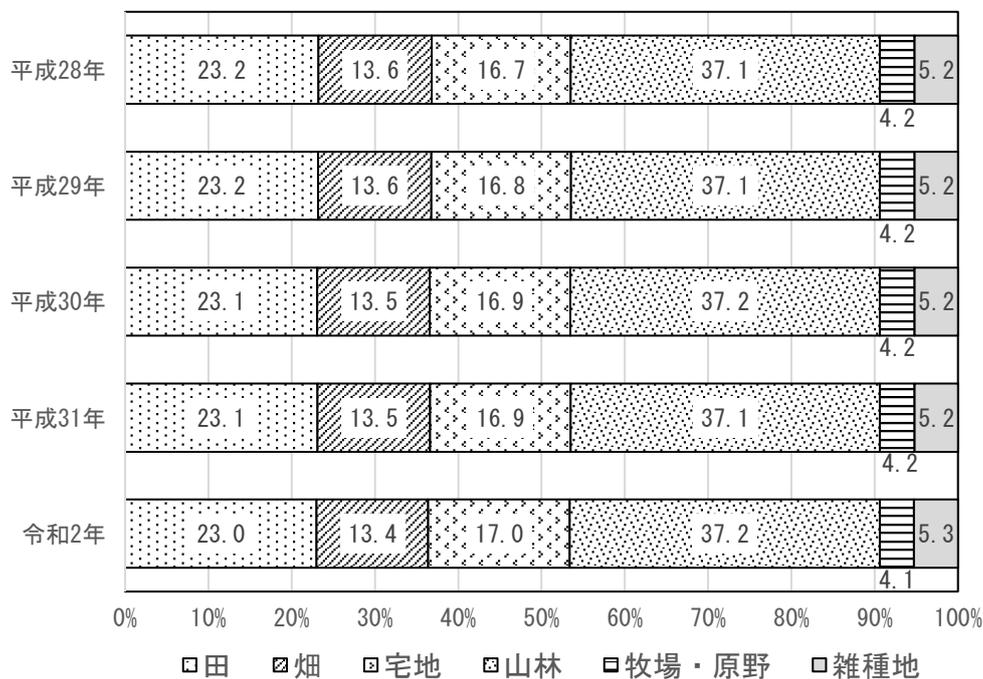
鉄道は、JR 内房線が通り、市内には館山駅、那古船形駅、九重駅が立地する。

(4) 土地利用

本市の地目別土地利用の状況を見ると、令和 2 年において、田が 23.0%、畑が 13.4%、宅地が 17.0%、山林が 37.2%等となっており、山林が約 4 割近くをしめている。

また、近年の傾向として、田・畑の割合が微減、宅地の割合が微増傾向にある。

地目別民有地面積割合の推移



注) 各年 1 月 1 日現在の課税対象地の面積である。

資料：館山市統計書

(5) 建 物

平成 29 年の課税台帳によると、本市の住宅数は約 22,100 棟で、このうち、昭和 56 年以前のものが約 11,400 棟を占める。国の推計方法に準じて算出すると、耐震性を満たす住宅は約 14,200 棟で、耐震化率は 64.5%となっている。

また、平成 29 年における多数の者が利用する特定建築物の棟数は 79 棟で、このうち、昭和 56 年以前のものが 34 棟を占めている。国の推計方法に準じて算出すると、多数の者が利用する特定建築物で耐震性を満たすものは 63 棟で、耐震化率は 79.7%となっている。

住宅の耐震化の現状

	総数 A	昭和 57 年 以降建築 B	昭和 56 年 以前建築 C		耐震性 あり E = B + D	耐震化率 F = E / A
				うち耐震 性ありと 推定 D		
戸建て	21,411	10,128	11,283	3,480	13,608	63.6%
共同住宅	656	545	111	84	629	95.9%
計	22,067	10,673	11,394	3,564	14,237	64.5%

資料：館山市耐震改修促進計画

(6) 観 光

令和 3 年 1 月から 12 月までの本市の観光入込み客数は約 128 万 6 千人で、目的別にみると、遊園地等の一般観光が 50 万 3 千人と最も多く、全体の約 40 パーセントを占めた。

また、観光客入込は、平成 30 年までは増加傾向であったが、令和 2 年はコロナ禍の影響により大幅な減少となった。

目的別観光客入込状況の推移

単位：千人

年次	総数	文化観光			産業観光		スポーツ観光					一般観光				
		計	寺社 参詣	文化財 等見学	計	果物 狩り等	計	海水浴	サ-フィン	ゴルフ	スポーツ イベント	計	遊園地	花見・ 花摘み	各種 催物	その他
H29	1,964	598	333	265	92	92	333	60	136	113	24	941	193	83	243	422
H30	2,075	614	338	276	75	75	351	76	144	109	22	1,035	183	69	297	486
R 1	1,954	643	364	279	65	65	306	76	115	94	21	940	211	71	155	503
R 2	1,302	466	272	194	25	25	223	不開設	110	102	11	565	137	21	37	370
R 3	1,286	441	209	232	15	15	280	35	131	114	-	503	144	10	15	334

注) 令和 2 年及び 3 年の総計には、キャンプ施設利用客を含む。

資料：館山市統計書

3 過去の主な災害

(1) 地震・津波災害

千葉県は、活断層による地震よりもプレート境界に生じた海溝型地震の被害を受けてきており、特に県内に被害をもたらした地震として、「1677年延宝地震」、「1703年元禄関東地震」、「1855年安政江戸地震」、「1923年大正関東地震」「1987年千葉県東方沖地震」、「2011年東北地方太平洋沖地震」の6地震が挙げられる。

このうち、本市では、「元禄地震」及び「大正関東地震」による甚大な被害を受けている。

ア 延宝地震（1677年11月4日（延宝5年10月9日））

マグニチュード8.0と推定される地震で、震源は房総半島の東方沖合とされているが、プレート境界なのか、プレート内なのかは不明。通常の地震よりも断層破壊がゆっくりとした速度で起こる「津波地震」であったとの説もある。

この地震では、福島県から房総半島、八丈島にかけての地域で津波の被害が著しく、房総半島で246余名が津波により亡くなるとされている。

イ 元禄地震（1703年12月31日（元禄16年11月23日））

関東地方を襲った巨大地震で、マグニチュードは7.9～8.2と推定されている。本地震は相模トラフで発生した海溝型の巨大地震であり、大正12年9月1日に起きた関東大地震の“一つ前の関東地震”と位置づけられている。

この地震における死者数は1万人を超え、その中でも千葉県での死者数が全体の6割以上を占めている。

また、地震の揺れは、房総半島で震度6～7と推定され、特に館山市と南房総市では「震度7」に相当する揺れがあったといわれている。津波の波高は、「日本被害津波総覧」（渡辺、1998）によると、館山市相浜や南房総市（旧和田町）で10mを超えていた。

また、土砂災害も多発し、那古村（現・館山市那古）では、那古山の斜面が崩落し、那古寺の建物がすべて埋没してしまったほか、畑村（現・館山市畑）でも、多くの山崩れが発生し、谷に流入した土砂が川をせき止めて、複数の天然ダムを形成したとされる。

ウ 安政江戸地震（1855年11月11日（安政2年10月2日））

マグニチュード6.9の地震で、東京湾北部のやや深いところで発生したとされているが、詳しい地震発生メカニズムは不明。東京都東部を中心に、埼玉県西部や千葉県北西部で震度5相当の揺れがみられた。津波の被害はなかったものの、各地で火災や液状化が起こり、全体で7,000人以上の死者が出た。

エ 大正関東地震（1923（大正 12）年 9 月 1 日）

相模トラフと呼ばれる海域を震源とするM7.9の地震である。関東地方の南部で大きな揺れが起こり、広い範囲で震度6が観測され、その被害が甚大なことから「関東大震災」と呼ばれている。

県内では館山市周辺で被害が大きく、本市の被害状況は死者 727 人、負傷者 1,885 人、全壊家屋 5,935 戸、半壊家屋 6,640 戸であった。

また、津波の高さは、館山平野で 1.8m、洲崎で 4～7 m、相浜で 7～9 mであったと記録されている。

さらに、海底が隆起し、沖合 100mほどが砂浜になったほか、海岸沿いの道路では液状化による道路の地割れが起こるなど、未曾有の被害をもたらした。

オ 千葉県東方沖地震（1987（昭和 62）年 12 月 17 日）

九十九里浜付近の深さ 50 km付近を震源とするM6.7の地震で、勝浦、千葉、銚子等で最大震度5を観測し、館山市は震度4であった。

被害は広範囲に及び、県内で死者2名、重軽傷者100名超となったほか、建物被害や液状化、がけ崩れ、土砂災害、ライフライン被害等各種被害が発生したが、本市では、大きな被害はみられなかった。

カ 東北地方太平洋沖地震（2011（平成 23）年 3 月 11 日）

深さ 24kmの三陸沖を震源とするM9.0の地震で、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測した。

千葉県では、成田市及び印西市で震度6弱を観測するなど、県内全域を襲った強い揺れに加え、太平洋沿岸地域を中心に到来した大津波、及び東京湾沿岸の埋立地や利根川沿い等の低地で発生した液状化現象により、甚大な被害が発生した。

また、死者 20 名、行方不明者 2 名のほか、浸水を含む住宅等の被害は、県下 54 市町村の 72%を占める 29 市 10 町に及んだ。

本市では、人的被害及び建物被害は発生しなかったが、震度5弱を観測するとともに、大津波警報が発表され、布良（富崎地区）では 1.6mの津波を観測した。

資料：国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター、地質ニュース 606 号
防災誌元禄地震（千葉県、平成 20 年 3 月）
1703 元禄地震報告書（内閣府、平成 25 年 3 月）
広報「だん暖たてやま」（館山市、H5. 8. 15、H7. 2. 15、H19. 9. 1、H23. 4. 15）

(2) 風水害

風水害の主なものとしては、台風の接近に伴う強風、大雨、高潮等が挙げられる。

本市では、平久里川と汐入川流域において、台風等の大雨により河川増水による氾濫のおそれがある。

平成 18 年 4 月 12 日の大雨では、安房地域整備センターで 24 時間雨量 83 mm を記録すると同時に、平久里川上流の南房総市荒川で同時間に 242 mm の雨量を記録したため、平久里川の水位が避難勧告の基準水位を超えた。

このため、午前 8 時 20 分に平久里川流域 675 世帯、1,761 人に対し、避難勧告を発令した。この大雨により、床上浸水 4 件をはじめ、がけ崩れ等の被害が発生した。

また、平成 25 年 10 月 15 日～16 日にかけての台風第 26 号では、市内で最大瞬間風速 38.5m/s、24 時間降水量 321.5 mm を記録し、増水により平久里川の平成橋付近が溢れたことから、流域の 40 世帯、100 人に対し、避難勧告を発令した。

令和元年 9 月 9 日に上陸した令和元年房総半島台風(台風第 15 号)では、午前 2 時半ごろ、観測史上 2 番目となる最大瞬間風速 48.8m/s を記録した。南南西からの猛烈な風により、建物被害、停電や断水、通信障害などが発生、市内全域が甚大な被害を受けた。特に、暴風による電柱の倒壊等により発生した大規模停電は最長 2 週間近くにおよび、市民生活に大きな影響を与えた。最も大きな被害は暴風による家屋の屋根材飛散の被害で、海岸に面した地区の家屋被害が甚大で、館山市全体では 6,000 棟を超える住家が被災した。

同年 10 月 12 日深夜、令和元年東日本台風(台風第 19 号)が伊豆半島付近に上陸し、東日本を縦断した。関東・甲信・東北地方などで、記録的な大雨となり、河川の堤防決壊などで甚大な被害をもたらした。館山市では、令和元年房総半島台風(台風第 15 号)の経験をもとに早期に避難を呼びかけたこともあり、17 か所の避難所に過去最多の 2,332 人が避難した。暴風により令和元年房総半島台風(台風第 15 号)で被災した家屋のブルーシートが剥がされるなどの被害が多数発生した。

同年 10 月 25 日午前、台風第 21 号と低気圧による猛烈な降雨により、館山市に大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報が発表された。当日の 24 時間雨量は、207.5mm に達し、市内各所で道路冠水や土砂崩れ等が発生し、道路の通行止めとなった他、河川に近い住家の床上、床下浸水被害も発生した。

なお、近年における台風接近に伴う風雨の記録は、資料編「館山市の気象特性」に示すとおりである。

資料：気象庁、広報「だん暖たてやま」(館山市、H18.5.1)

[資料 3-1] 館山市の気象特性 (資料編 23 頁)

[資料 3-2] 過去の主な災害記録 (地震及び津波災害) (資料編 26 頁)